

フジドリームエアラインズで行く!

ツアーコード: Y2A119

縄文旅甲斐やまなし編

日本遺産 星降る中部高地の縄文世界-数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅-

【出発日】2024年10月8日(火)

【旅行代金】おとなお1人様

1名1室 **87,800円** 2名1室 **84,800円**

【募集人員】25名 【最少催行人員】15名

【宿泊】甲府ワシントンプラザホテル(禁煙・洋室)2泊

【食事】朝食2回・昼食2回・夕食0回



2日目昼食
ほうとう御膳
(イメージ)



3日目昼食
ビーフシチュー
(イメージ)



FDA(丘珠～松本便)利用

縄文旅の山梨県版。同じホテル2泊で近郊の施設を見学致します。

【添乗員】同行 【バス会社】上田バス

韮崎市民族資料館



後田遺跡
縄文の仮面小町ウーラ



石之坪遺跡-ミス石之坪

山梨県立博物館



糸迦堂遺跡博物館



南アルプスふるさと伝承館



梅之木遺跡ガイダンス施設



北杜市考古資料館



金生遺跡・中空土偶
(所蔵北杜市教育委員会)

日程	スケジュール [集合場所:札幌丘珠空港(札幌市東区丘珠町) 集合時間午前10:15頃]	食事
①	札幌丘珠空港(11:05頃)-<FDA224>-(12:45頃)信州まつもと空港 =<高速>= 韮崎市民俗資料館 [見学約60分]=(16:30頃)甲府	朝:x 昼:x 夕:x
②	甲府(8:30)= 山梨県立博物館 [見学約60分]= 釧路堂遺跡博物館 [見学約60分] =里の駅いちのみや[昼食約60分]= 山梨県立考古博物館[常設展・企画展見学約90分]= =南アルプス市ふるさと文化伝承館[見学約60分]=(16:30頃)甲府(泊)	朝:○ 昼:○ 夕:x
③	甲府(8:00)= 史跡梅之木遺跡ガイダンス史跡 [見学約60分]= =北杜市考古資料館[見学約60分]= 八ヶ岳チーズケーキ工房 [昼食約60分]=<高速>= 信州まつもと空港(15:35頃)-<FDA225>-(17:10頃)札幌丘珠空港	朝:○ 昼:○ 夕:x

※ 青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。

※ 天候や道路事情等により行程や見学時間が変更となる場合がございます。



歯ブラシ及びかみそりは、プラスチックごみ削減のため、お部屋に常備しておりません。
ナイトウエアあり

旅行条件[要旨]

お申込みいただいた前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部に行います。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かれて頂きます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の確認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。

(3)旅行契約は当社との契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)申込金(1人様)

旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円

6万円未満 12,000円

10万円未満 20,000円

15万円未満 30,000円

15万円以上 旅行代金の20%

●団体グループ旅行について

(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者があるとしているのみとなります。

(2)契約責任者は当社が定めるまでに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことになればならない債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

(4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行発券の前日からさかのばって13日目にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金・取消料・追加諸費用などお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用料はお客様の申し出がない限り、お客様の負担額と致します。

●旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はあなた代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこれども料金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認下さい。

●旅行内容の変更

当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当社の運行計画によらない連送サービスの提供その他の当社との間与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由から当社との間与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合はいつでもやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施にようする費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けないならず旅行サービスに対する取扱消滅、契約料その他の料金に支払い、またはこれから支払わなければならぬ費用を含みます)が増加したときはサービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不具合が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額旅行代金を変更します。

●取消料

(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。

①契約内容の重要な変更が行われたとき
②前項に基づき旅行代金が改定されたとき

③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき

④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき

⑤当社の帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき

⑥当社により旅行契約の解除及び催行中止

(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないとときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。

(2)次回の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

①お客様が当社のあらかじめ示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが判明したとき

②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないとい認められたとき

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき

④お客様が契約書面に記載した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが判明したとき

⑤お客様の人数が契約書面に記載した最小催行人員に満たないとき

この場合は旅行開始日の前日から

起算してかかるまでの13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止の通知

⑥スキーや目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ示した旅行条件が成立しないとき

⑦天災事変、暴動、運送・宿泊機関等の運賃・料金等のサービス提供の停止、官公庁の命令、その他当社が開示し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となつたとき、またはその恐れが極めて大きいとき

⑧旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈の限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合による一部利用されなくても原則として払戻致しません。(ゴースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)

⑨添乗員等

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するため必要な業務とさせて頂きます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

●当社の責任及び免責事項

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を被えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。

(2)荷物等について生じた(1)の損害については同規約に従いわざらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったとき限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償致します。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が契約書面に記載した旅行代金またはお支払い頂いた費用により、その生命または手荷物に被った一定の被害がある場合は、それを補償するものとします。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを抵当するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めいたします。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。

●事故等のお申出について

旅行中に事故などが生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、運送機関等に連絡する場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを抵当するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めいたします。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。

●個人情報の取扱について

当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内

②旅行参加後の意見や感想のご提供のお願い

●アンケートのお願い

④特典サービスの提供

⑤統計資料の作成における個人情報を利用させて頂くことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件は 2024 年 4 月 15 日を基準としています

また旅行代金については 2024 年 4 月 15 日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してかのぼって	無料
1)21日にあたる日以前の解除(日帰り旅行はあたっては11日目)	旅行代金の20%
2)20日(日帰り旅行にあたっては10日目)にあたる日以降の解除(3~6を除く)	旅行代金の30%
3)7日にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の40%
4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の50%
5)旅行当日の解除	旅行代金の100%
6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コードページに記載する取扱いになります。

※当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消しになる場合も上記取消料をお支払い頂きます。

※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上的一部変更についても、全体に対するお取消みなし、取消料の対象となります。

ネット予約・決済が出来ます。

下記のQRコードからお進み下さい。



LINE 友だち追加



ノッティ
NOTTE.
□

□



https://kankou.chuo-bus.co.jp/

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

BT 北海道中央バス(株)
シービーツアーズカンパニー

予約センター 011-221-0912

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通1丁目3番地中央バスターミナル2階

営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:30 土日祝定休

総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。